

# 一般事業主行動計画

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間                      令和 7 年 4 月 1 日～ 令和 12 年 3 月 31 日までの 5 年間

2. 内容

目標 1：育児休業等の制度についての従業員向けのパンフレットを作成し、従業員および管理職に配布し、制度の周知を図る。

<対策>

- 令和 7 年 4 月～ 職員の育児休業取得状況の調査、検討開始
- 令和 8 年度～ 制度に関するパンフレットの作成・配布、有期契約労働者や管理職を対象とした研修および社内報などによる全職員への周知

目標 2：有期契約労働者を含む全職員の年次有給休暇の取得日数を 1 人当たり平均年間 10 日以上とする。（10 日に満たない職員の場合 50%以上）

<対策>

- 令和 7 年 4 月～ 年次有給休暇の取得状況を把握する
- 令和 8 年 4 月～ 計画的な取得に向けて管理職研修を計画期間中に 1 回行う
- 令和 8 年 4 月～ 各部署において年次有給休暇の取得計画を策定する
- 令和 8 年 9 月～ 社内報などでキャンペーンを行う

目標 3：令和 10 年 4 月までに、従業員全員の所定外労働時間を、1 人当たり年間 36 時間未満とする。

<対策>

- 令和 7 年 4 月～ 所定外労働の原因の分析等を行う
- 令和 8 年 4 月～ 管理職を対象とした意識改革のための研修を実施
- 令和 8 年 4 月～ 社内報などによる職員への周知
- 令和 9 年 4 月～ 各部署における問題点の検討及び研修の実施